

子ども夢ハウスおおつちサポーターズクラブ 会員規約

この会員規約は、子ども夢ハウスおおつちサポーターズクラブ(以下「当クラブ」とします)と、子ども夢ハウスおおつちサポーターズクラブ会員(以下「会員」とします)との関係に適用します。

第1条 目的

当クラブは被災地における子どもたちの安らげる居場所づくり、地域との連携・交流を通して子どもたちの健やかなる成長を支援することを目的とします。子どもたちの心のケアをしながら、当クラブに関わる全ての人々の「いきる原動力」になる場所を目指して活動します。

第2条 入会

当クラブに年会費のお振込をしていただいた時点で入会完了とし、本規約の内容を承諾したものとみなします。

第3条 会費

年会費 1口 3,000円とします。口数に制限はございませんが、会員の有効期限は第4条に掲げる通りとします。また口数により、下記の特典をご用意しております。

【特典内容】

- ・1口 春と秋の年2回の夢ハウス新聞
- ・2口 子どもたち手作りのしおり
- ・3口以上 缶バッチ

第4条 会員の有効期限

会員の有効期限は毎年6月1日～翌年5月31日までの1年間とします。期間中の途中入会でも有効期限は翌年5月31日までといたします。

毎年5月中に更新のご案内をお送り致しますので、次年度も引き続き加入を希望される方は同封の振込み用紙でご入金をお願いします。振込期限は7月末までといたします。

第5条 守秘義務(会員情報の取り扱い)

等クラブは会員の情報を厳重に保管します。第三者に会員情報を開示することはありません。

第6条 抛出金品の不返還

既に納入された会費およびその他の抛出金品は、返還しません。

第7条 退会

会員は夢のみずうみ村山口デイサービスまたは子ども夢ハウスおおつちに連絡をすることで、退会することができます。また期限内に次年度の振込がない場合は継続の意思がないものとみなし、退会といたします。

第8条 規約の改正

本規約は当クラブの円滑な運営のために必要と判断される場合、本規約を改定又は順次追加致します。

【入会方法】 下記口座へ年会費の振込により入会となります

※必ず通信欄へ「入会」とご記入下さい

記入のない場合は、勝手ながら寄付金として受付をさせていただきます。

ゆうちょ銀行

<口座名> 夢のみずうみ村 夢ハウスおおつち基金

郵便局から

<口座記号番号> 01300-4-102234

他の金融機関から

<店名> 一三九店 (イチサンキュウテン)

<預金種目> 当座預金

<口座番号> 0102234

以上

平成 26 年 6 月 1 日制定